

資料編

1. 境町地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者施策を円滑かつ適切に実施するため、境町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発，改善等に関すること。
- (5) 障害者の権利擁護に関すること。
- (6) その他障害者の福祉向上のために必要と認めること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるものの中から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 障害者関係団体に所属する者
- (5) 障害者等の教育関係者
- (6) 障害者等の雇用関係者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害福祉主管課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2. 境町地域自立支援協議会委員名簿

(◎：委員長、○：副委員長)

	区分	所属機関及び団体	氏名
1	相談支援事業者	プーさんの家	○ 和田 澄子
2	障害福祉サービス事業者	境町社会福祉協議会	塚 原 栄 一
3	//	多機能型事業所みつばち	成 島 理 恵
4	//	地域活動支援センター煌	戸 塚 秀 樹
5	保健・医療関係者	子ども未来課健康推進室	馬 場 由 香 子
6	障害者関係団体に所属する者	境町身体障害者福祉協議会	◎ 中 村 久 夫
7	//	境町心身障害児・者父母の会	福 田 勝 房
8	障害者等の教育関係者	境特別支援学校長	大 森 正 雄
9	障害者等の雇用関係者	境総合サービス	小 澤 智

3. 「境町障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」策定経過

開催（実施）月	会 議 等
平成 29 年 9 月 22 日～ 10 月 9 日	計画策定に伴うアンケート調査の実施
平成 29 年 9 月 29 日	第 1 回境町地域自立支援協議会 ・策定の趣旨、国の指針、町の障害者福祉の現状等について ・アンケート調査の実施について
平成 29 年 12 月 26 日	第 2 回境町地域自立支援協議会 ・計画素案及び数値目標の検討 ・アンケート調査結果の報告
平成 30 年	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月	第 3 回境町地域自立支援協議会 ・パブリックコメント結果の報告 ・計画案の確定

4. 用語説明

ア行

インクルージョン

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）という言葉から来ており、あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うこと。

親子相談（→平成 30 年度より「にこにこ教室」に名称変更）

乳幼児健診や育児相談等の結果、個性に応じた療育が必要とされた者を対象に療育プログラム（応用行動分析）に沿い、指導者（臨床発達心理士）による個別指導・集団指導を行う。

カ行

学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力に困難が生じる発達障害。

高機能自閉症（HFA）

広汎性発達障害の一つで、知能指数が IQ70 以上で、知的障害を伴わない自閉症。

合理的配慮

障害のある人から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

サ行

障害者基本法

障害者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障害のある人は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。

ジョブコーチ

障害のある人の就労にあたり、出来ることと出来ないことを事業所に伝達するなど、障害者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える役割の人。

すすすく相談

乳幼児健診や育児相談等の結果、個性に応じた療育が必要とされた者を対象にポータル早期療育プログラムに沿い、指導者（茨城県ポータル協会）による個別指導を行う。

すこやか教室

就園前のお子さんとその親を対象に、集団生活に慣れる事を目的とした教室を行う。健診などで集団生活に慣れにくい親子での関わりが苦手なご家庭を対象に教室の参加を提供する。

生活習慣病

糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

夕行

地域活動支援センター

障害のある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。

注意欠如多動性障害（ADHD）

多動性（過活動）、不注意（注意障害）、衝動性を症状の特徴とする神経発達症もしくは行動障害のこと。

特別支援学校

平成 19 年度の学校教育法改正で、従来の盲・ろう学校、養護学校（知的障害、肢体不自由、病弱）が特別支援学校という学校種別になった。特別支援学校には小学部、中学部、高等部が併設されていることが多いのに対して、高等特別支援学校は、高等部単独で設置される。

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

トライアル雇用

公共職業安定所（ハローワーク）の紹介によって、特定の求職者を短期間の試用期間を設けて雇用し、企業側と求職者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度。

ナ行

内部障害

身体内部の臓器の障害で、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害、肝臓機能障害などがある。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

ハ行

発達障害

広汎性発達障害（自閉症など）や学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関係する障害。

バリアフリー

障害のある人や高齢者等の社会参加を困難にしている物理的な障害や、社会的、制度的、心理的なすべての障害を除去すること。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者などのために、様々な障壁をなくしていくバリアフリーの考え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様をあらかじめ取り入れておこうとする考え方。

ラ行

ライフステージ

乳幼児期から成人期に至るまでの人間の成長や発達に伴う長期的な視点からみた生活段階。

リハビリテーション

障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、障害のある人のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指す考え方。

療育

言葉や身体機能など、発達に遅れのみられる子どもについて、生活への不自由をなくすようにトレーニング・教育を行うこと。

境町第 3 次障害者計画
境町第 5 期障害福祉計画
境町第 1 期障害児福祉計画

発行：茨城県・境町

平成 30 年 3 月

問合せ：境町役場 福祉部 社会福祉課

〒306-0495 茨城県猿島郡境町 391-1

TEL 0280-81-1305 FAX 0280-86-6020

E-mail hukusi@town.sakai.ibaraki.jp

